

案

請 願 書

紹 介 議 員 (自 署)

速やかな病院経営改善のための支援等について請願

1 請願の要旨

地域の医療体制を守る病院経営の改善を図るため、以下のとおり、求める。

- ・「社会保障関係費の伸びを高齢化の範囲内に抑制する」という国の財政フレームの根本的に見直すこと
- ・診療報酬について、物価や賃金等の上昇に適切に対応する仕組みを導入すること
- ・病院経営の基本となる診療報酬について、入院基本料を中心に速やかに改定すること
- ・病院経営の現状を考慮し、地域医療を守るため、診療報酬改定や新たな仕組みの導入が実施されるまでの間、緊急的な財政的支援を実施すること
- ・病院の診療報酬について「原則課税」と見直し、控除対象外消費税の問題を抜本的に解決すること
- ・上記項目について、国に対し、神奈川県議会として意見書を提出すること

2 請願の理由

病院の社会保険診療報酬は、2024年6月に改定されたものの、改定率は0.88%にとどまり、病院経営の安定化に資するものとはなっていない。

現在、長期間にわたり、光熱費、医療材料費、給食材料費だけでなく、清掃等の委託費、高額検査機器や工事関係費など幅広い分野にわたる物価高騰と、医療従事者の人件費の高騰が続いており、病院経営を極度に圧迫する状況が続いている。

2025年3月に日本病院会等の6病院団体が調査した「2024年度診療報酬改定後の病院の経営状況」によれば、2024年診療報酬改定後、病床利用率は上昇傾向にあるものの、医業利益率、経常利益率は悪化の傾向が認められたとされている。

首都圏に位置する本県では、物価高騰や人件費高騰の影響はさらに厳しく、収入を増やすための努力が、物価高騰による支出増に到底追いつかない状況であり、病院経営の悪化は深刻である。

こうした状況を踏まえ、請願団体は国や県に対して要望を実施してきた。また、県当局としても、国に対し要望を実施していることは承知している。

しかしながら、地域の医療体制を維持し、県民の「いのち」を守るために、病院

経営を安定化させ、さらに持続可能なものとすることは、喫緊の課題である。現行制度及び現行の診療報酬では、病院経営が早晩立ちいかなくなるおそれがあると言わざるを得ない。

そこで、県民を代表し、県政を進めている県議会として、病院経営改善のための意見書を国に対して提出することを求めるものである。

令和7年5月 日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

横浜市中区富士見町3-1

公益社団法人神奈川県病院協会

会 長 吉 田 勝 明

横浜市中区富士見町3-1

公益社団法人神奈川県医師会

会 長 菊 岡 正 和

横浜市神奈川区台町8-14

一般社団法人神奈川県精神科病院協会

会 長 山 口 哲 顕

横浜市中区富士見町3-1

公益社団法人神奈川県看護協会

会 長 長 野 広 敬

令和8年度 国の施策・制度・予算に関する提案 (早期提案分)

—医療機関・社会福祉施設等の安定的な経営に
向けた緊急要望—

令和7年4月
神奈川県

早期提案に当たって

神奈川県は医療福祉施策の推進につきましては、日頃から格別のご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

本県ではこれまで、地域医療提供体制や福祉サービス提供体制の構築に向けた取組を着実に進めてきました。

一方、長期化する物価や賃金の高騰に直面する中、国が定める公定価格等を基本とした経営を行っている、病院をはじめとする医療機関や社会福祉施設等は、非常に厳しい経営状況に置かれており、医療・福祉関係団体から、本県に対する緊急要望が出されたところではあります。

中でも、特に入院医療機関である病院は、施設の規模が大きいため、深刻な経営危機に面しており、病院への支援については喫緊の課題となっています。

そこで、例年行っている「国の施策・制度・予算に関する要望」に先立つ早期提案として、「医療機関・社会福祉施設等の安定的な経営に向けた緊急要望」を取りまとめましたので、令和8年度の予算編成及び施策の展開に当たり、特段のご配慮とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年4月

神奈川県

1 病院の経営危機への緊急支援

【提案内容】

提出先 厚生労働省

長期化する物価や人件費の高騰の中で、令和6年度の診療報酬改定は、物価・賃金の上昇に見合った改定率ではなく、特に入院医療機関である病院は、施設の規模が大きいため、救急医療を担う急性期病院を中心に、患者が増加しても赤字が拡大するなど、深刻な経営危機に面している。

ついては、地域の医療提供体制を守るため、速やかに次の措置を講じること。

- (1) 直近の病院の経営状況を考慮し、**地域医療を守るための診療報酬改定を速やかに実施すること。**
- (2) 診療報酬体制について、今後も予想される物価・賃金の上昇に迅速かつ適切に対応できる仕組みを導入すること。
- (3) 診療報酬等の更なる改定が行われるまでの間は、その代替としての国から直接の補助や新たな交付金の創設などにより、物価水準や医療資源等の地域の実情も考慮した全国的な緊急支援を行うこと。
- (4) 持続的かつ安定した医療の提供に向けて、病院が患者に求めることができる費用や医療法人が実施できる事業の範囲など、**病院の経営安定化に資する規制緩和等についても検討すること。**

◆現状・課題

医療機関は、国が定める公定価格である診療報酬等を基本として経営を行い、物価や人件費の高騰の影響を価格に転嫁することが困難である。特に、病院は施設規模が大きいため、物価・賃金の上昇に見合った適切な診療報酬が設定されないとその経営に与える影響が非常に大きい。

とりわけ、本県の物価水準は、総務省の令和5年消費者物価地域差指数によると、東京都に次いで高く、病院への影響は甚大なものである。

令和6年度の診療報酬改定率（+0.88%）は物価・賃金の上昇に見合っておらず、3病院団体（日本病院協会、全日本病院協会、日本医療法人協会）が実施した病院経営定期調査によれば、令和6年度診療報酬改定前後の医業利益率は改定前がマイナス7.5%、改定後がマイナス9.8%と危機的な状況に陥っている。

こうしたことを背景に、国では、緊急支援パッケージとして補正予算が計上され、さらに、令和7年4月には、入院時の食事基準額の一食当たり20円の引上げが行われるが、この引上げについては、関係団体から不十分との声がある。本来であれば、診療報酬にしっかりと物価・賃金の上昇率を加味すべきであることから、社会保障予算に関する財政フレームの見直しを行い、「社会保障関係費の伸びを高齢化の伸びの範囲内に抑制する」という取扱いを改めることが必要である。

また、医療法人は、収益業務の実施が制限されているため、診療報酬が経営に与える影響が非常に大きく、各医療機関の創意工夫による経営改善にも制約がある。附帯業務で実施できる

業務の拡充など、規制を緩和し、医療機関が独自の工夫により経営を安定化できるようにすることも必要である。

◆実現による効果

物価や人件費の高騰の影響により、経常収支が悪化する病院における事業を安定的に実施することができ、住民生活・地域経済活動の向上につながる。

(神奈川県担当課：健康医療局医療企画課、医療整備・人材課)

2 医療機関・薬局等の物価高騰対策の強化

【提案内容】

提出先 厚生労働省

病院以外の医療機関・薬局等についても、長期化する物価や人件費の高騰に対応するため、統一的、継続的な対応が可能である診療報酬等の更なる改定を行うこと。また、診療報酬等の体制について、今後も予想される物価・賃金の上昇に迅速かつ適切に対応できる仕組みを導入すること。

なお、診療報酬等の更なる改定が行われるまでの間は、その代替としての国から直接の補助や新たな交付金の創設など、物価水準の地域差も考慮した全国的な支援を早期に行うこと。

◆現状・課題

医療機関・薬局等は、国が定める公定価格等を基本として経営を行い、物価や人件費の高騰の影響を価格に転嫁することが困難である。

とりわけ、本県の物価水準は、総務省の令和5年消費者物価地域差指数によると、東京都に次いで高く、医療機関等への影響は甚大なものである。

今般、診療報酬等の改定により、一定の措置は図られたものの物価高騰の状況を踏まえるとなお不十分とも考えられ、今後も予想される物価・賃金の上昇に迅速かつ適切に対応できる報酬制度の構築が必要と考える。また、報酬改定までの間は、物価水準の地域差も考慮した全国的な支援を早期に行う必要がある。

◆実現による効果

物価や人件費の高騰の影響により、経常収支が悪化する医療機関・薬局等における事業を安定的に実施することができ、住民生活・地域経済活動の向上につながる。

(神奈川県担当課：健康医療局医療整備・人材課、薬務課)

3 社会福祉施設等の物価高騰対策の強化

【提案内容】

提出先 こども家庭庁、厚生労働省、法務省

社会福祉施設等は、食材料費、電気代等の物価高騰だけでなく、委託料の大部分を占める人件費の増大の影響も大きく、経営に苦慮している

ことから、統一的、継続的な対応が可能である**介護報酬等の更なる改定**を行うこと。また、介護報酬等について、今後も予想される**物価・賃金の上昇に迅速かつ適切に対応できる仕組みを導入すること**。

なお、介護報酬等の更なる改定が行われるまでの間は、その代替としての国から**直接の補助や新たな交付金の創設など、物価水準の地域差も考慮した全国的な支援**を行うこと。

◆現状・課題

高齢者、障がい者、子ども・子育て、社会的養護などの社会福祉施設等は、国が定める公定価格等を基本として経営を行い、物価高騰の影響を価格に転嫁することが困難であるが、こうした状況は全国共通であり、統一的な支援を行う必要がある。

さらに、更生保護施設についても、省令で定められた委託料を基本として経営を行い、物価高騰の影響を他に転嫁することが困難であるが、こうした状況は全国共通であり、統一的な支援を行う必要がある。

現在、原材料・原油価格の高騰等により、幅広い業種の事業者はより厳しい状況に立たされており、物価高騰は食材料費や電気代だけではなく、消防点検等の施設管理に係る委託の人件費など広く及んでいることから、基本報酬による評価等が必要である。

今般、介護報酬等の改定により、一定の措置は図られたものの物価高騰の状況を踏まえるとなお不十分とも考えられ、社会情勢の変化に迅速かつ適切に対応できる報酬制度の導入が必要と考える。また、報酬改定までの間は、引き続き全国的な支援を行う必要がある。

◆実現による効果

物価高騰の影響により、経常収支が悪化する社会福祉施設等が安定的に事業を実施することができ、住民生活・地域経済活動の向上につながる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課、

子ども家庭課、地域福祉課、高齢福祉課、障害サービス課、生活援護課)

病院の経営危機への対応について

長期化する物価や人件費の高騰の中で、医療機関は、国が定める公定価格である診療報酬等を基本として経営を行い、独自に物価高騰の影響を価格に転嫁することが困難である。特に、入院医療機関である病院は、提供している医療の内容や施設規模の大きさから、物価・賃金の上昇に見合った適切な診療報酬が設定されないと、経営に与える影響が非常に大きい。

とりわけ、一都三県の物価水準は総務省の令和5年消費者物価地域差指数によると、いずれも全国平均以上となっており、都市部の病院への影響は甚大なものである。

令和6年度の診療報酬改定率（+0.88%）は物価・賃金の上昇に見合っておらず、3病院団体（日本病院協会、全日本病院協会、日本医療法人協会）が実施した病院経営定期調査によれば、令和6年度診療報酬改定前後の医業利益率は改定前がマイナス7.5%、改定後がマイナス9.8%と危機的な状況に陥っており、救急医療を担う急性期病院を中心に、患者が増加しても赤字が拡大するなど、深刻な経営危機に面している。

こうしたことを背景に、国では、緊急支援パッケージとして補正予算が計上され、さらに、令和7年4月には、入院時の食事基準額は一食当たり20円の引上げが行われるが、この引上げについては、関係団体から不十分との声がある。本来であれば、診療報酬にしっかりと物価・賃金の上昇率を加味すべきであることから、社会保障予算に関する財政フレームの見直しを行い、「社会保障関係費の伸びを高齢化の伸びの範囲内に抑制する」という取扱いを改めることが必要である。

また、医療法人は、収益業務の実施が制限されているため、診療報酬が経営に与える影響が非常に大きく、各医療機関の創意工夫による経営改善にも限界がある。附帯業務として実施できる事業の拡大など、規制を緩和し、医療機関が独自の工夫により経営を安定化できるようにすることも必要である。

については、地域の医療提供体制を守るため、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 直近の病院の経営状況を考慮し、地域医療を守るための診療報酬改定を速やかに実施すること。
- 2 診療報酬体制について、今後も予想される物価・賃金の上昇に迅速かつ適切に対応できる仕組みを導入すること。
- 3 診療報酬等の更なる改定が行われるまでの間は、その代替としての国から直接の補助や新たな交付金の創設などにより、物価水準や医療資源等の地域の実情も考慮した緊急支援を行うこと。
- 4 持続的かつ安定した医療の提供に向けて、病院が患者に求めることができる費用や医療法人が実施できる事業の範囲など、病院の経営安定化に資する規制緩和等についても検討すること。

令和7年5月8日

厚生労働大臣 福岡 資麿 様

九都県市首脳会議

座長 横浜市 長	山中 竹 春
埼玉県 知事	大野 元 裕
千葉県 知事	熊谷 俊 人
東京都 知事	小池 百合子
神奈川県 知事	黒岩 祐 治
川崎市 長	福田 紀 彦
千葉市 長	神谷 俊 一
さいたま市 長	清水 勇 人
相模原市 長	本村 賢 太郎

社会経済情勢を適切に反映した 診療報酬改定等に関する緊急要望

地域の医療機関や介護・福祉事業所は国民が安心して暮らしを営んでいく上で欠かすことができないものであり、経済財政運営と改革の基本方針 2024 においても「高齢者人口の更なる増加と人口減少に対応するため、限りある資源を有効に活用しながら、質の高い効率的な医療・介護サービスの提供体制を確保する」とされている。

地域の医療機関や介護・福祉事業所では、昨今の終わりの見えない物価高によるダメージが蓄積し、経営努力も限界に達しており、このままではサービス提供体制を維持していくことすら困難となる事態が懸念される。

国においてはこうした状況を真摯に受け止め、適切かつ早急に改善されるよう、次の事項について強く求める。

1 令和 8 年度診療報酬改定及び財政支援

(1) 令和 8 年度診療報酬改定等

保険医療機関は、公定価格である診療報酬により運営されており、光熱水費や材料費等の高騰や、人件費の上昇の影響を価格に転嫁することができず、非常に厳しい経営を強いられている。

令和 6 年度診療報酬改定では、物価や賃金の上昇、経営状況等の影響を踏まえて引き上げが行われたが、運営コストはこれを上回って上昇している。

については、地域の医療提供体制を将来にわたって維持・確保するため、社会経済情勢を適切に反映した診療報酬となるよう改定を行うこと。

また、物価や賃金の上昇に応じて適時適切に診療報酬をスライドさせる仕組みを導入するとともに、保険医療機関の危機的な経営状況にしっかりと対応できるよう、臨時的な診療報酬の改定や緊急的な財政支援を行うこと。

(2) 医療施設等経営強化緊急支援事業の財源確保

医療施設等経営強化緊急支援事業における病床数適正化支援事業については、経営が困難となっている医療機関に対する重要な支援策であるものの、現場の需要や要望に十分に対応できる事業規模となっていないことから、設置主体に関わらず事業活用を希望する全ての医療機関を支援対象とするなど、必要な財源を早急に確保すること。

2 介護・障害福祉サービス等報酬の見直し及び財政支援

介護・障害福祉サービスについても、公定価格が物価や人件費の上昇に追いついていないことに加え、特に中山間地域や離島等の移動に時間を要する地域では訪問や送迎等に係るコストが十分に評価されていないため、事業者の経営が厳しいものとなっている。

さらに、令和6年度に基本報酬が引き下げとなった訪問型の介護事業者や業務効率化等による経営改善の余地が少ない小規模な事業者が特に厳しい経営環境に直面しており、休廃業件数が過去最多を記録するなど極めて深刻な状況が生じている。

については、令和9年度に予定されている次の定期改定を待たずして臨時改定等の措置を速やかに講じるとともに、事業継続に向けた緊急的な財政支援を行うこと。

加えて、物価や賃金の上昇に応じて適時適切に介護・障害福祉サービス等報酬をスライドさせる仕組みを導入すること。

令和7年5月15日

全国知事会 会長

宮城県知事 村井 嘉浩

全国知事会 社会保障常任委員会委員長

福島県知事 内堀 雅雄